

はじめに

川島町上下水道課では、町内に供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定しました。この水質検査計画は、川島町の水道原水及び水道水の状況を踏まえ、また利用者の意見を参考にし、毎年見直していきます。

【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他配慮すべき事項

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓で行います。また、水質汚染を監視する目的で、水道原水（井戸水）の検査も行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。その他にも、供給している水道水がより安全で良質であることを確認するために、水質管理目標設定項目や指標菌などの項目の検査を実施します。
- (3) 水質汚濁事故など、水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時の水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

- (1) 給水状況（令和6年度末現在）
 - ①給水区域 川島町全域
 - ②給水人口 18,603人
 - ③普及率 99.95%
 - ④1日最大配水量 9,612^m³
 - ⑤1日平均配水量 7,556^m³
- (2) 浄水場の名称及び浄水方法
 - ①平沼浄水場 浄水受水、後塩素
 - ②吹塚浄水場 急速ろ過（除鉄・除マンガン）、前塩素
 - ③芝沼配水機場 浄水受水
- (3) 水源の名称及び種別
 - ①平沼浄水場系統 県水受水
 - ②吹塚浄水場系統 第1号井（深井戸）、第2号井（深井戸）、第3号井（深井戸）
県水受水
 - ③芝沼配水機場系統 浄水受水（吉見町より）

3. 原水及び浄水の水質状況

水道原水は深井戸3本、埼玉県営水道より浄水受水、芝沼地区は吉見町より浄水受水となっています。浄水については水質基準を満たしており、安全で良質な水です。

4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の効果の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査

浄水の基準項目等については、別表1、2のとおり実施します。なお、最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を確保することから、基本的には1年に1回以上検査を行います。

水源の水質監視のために別表3、5の原水検査を実施します。また、クリプトスポリジウム等対策指針に基づき別表4の指標菌検査を、埼玉県の水質監視計画に基づき別表5、6の埼玉県水道水質検査項目を実施します。

ダイオキシン類の監視のために別表7の検査を平沼・吹塚浄水場で年1回実施します。

放射性物質の監視のために別表8の放射性セシウム134及び137の検査を3ヶ月に1回実施します。

令和8年4月の水道法改正により、浄水において、**ペルフルオロオクタン sulfone (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) を3ヶ月に1回、年4回実施します (別表1)。**

なお、検査頻度は、国の指針の変更により増減する場合があります。

5. 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域内及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要と認められるとき。

6. 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他については水道法第20条第3項で定められた環境大臣登録検査機関に委託します。(検査機関選定に際しては、ISO9001やISO/IEC17025など国際的に通用する優良分析機関の認定を取得しているか、水道GLP認証機関かどうかなどを参考にします。)

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果についてはホームページで公表します。

8. その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1の定量下限値が得られ、基準値及び目標値の

10分の1付近の測定において、金属類では変動係数が10%以下、有機物では20%以下の検査を行う能力のある機関に委託します。また環境省、埼玉県などが実施する水質検査の精度認定への参加結果を、年度終了後3ヶ月以内に提出させます。

(2) 関係者との連携

水源井戸の周辺で水質事故が発生した場合は、川島町町民生活課、埼玉県(保健所等)、水道関係団体などと連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

(別表1)

令和8年度浄水水質検査項目と検査頻度

採水地点 平沼浄水場系統 川島町シバ-人材センター

採水地点 吹塚浄水場系統 いこいの広場

採水地点 芝沼配水機場系統 川島町大字芝沼11番地

	水質検査項目	毎月 検査	年4回 検査	年1回 検査		水質検査項目	毎月 検査	年4回 検査	年1回 検査
1	一般細菌	○			27	臭素酸			○
2	大腸菌	○			28	総トリハロメタン (23, 25, 29 及び 30の濃度の総和)		○	
3	カドミウム及びその化合物			○	29	トリクロ酢酸		○	
4	水銀及びその化合物			○	30	ブロモジクロメタン		○	
5	セレン及びその化合物			○	31	ブロモホルム			○
6	鉛及びその化合物			○	32	ホルムアルデヒド			○
7	ヒ素及びその化合物		○		33	亜鉛及びその化合物			○
8	六価クロム化合物			○	34	アルミニウム及びその化合物		○	
9	亜硝酸態窒素			○	35	鉄及びその化合物			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	36	銅及びその化合物			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○		37	ナトリウム及びその化合物		○	
12	フッ素及びその化合物		○		38	マンガンを及びその化合物		○	
13	ホウ素及びその化合物			○	39	塩化物イオン	○		
14	四塩化炭素			○	40	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		○	
15	1,4-ジオキサン			○	41	蒸発残留物		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			○	42	陰イオン界面活性剤			○
17	ジクロロメタン			○	43	ジエオスミン			○
18	テトラクロロエチレン			○	44	2-メチルイソボルネオール		○	
19	トリクロロエチレン			○	45	非イオン界面活性剤			○
20	PFOS 及び PFOA		○		46	フェノール類			○
21	ベンゼン			○	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		
22	塩素酸		○		48	pH値	○		
23	クロ酢酸			○	49	味	○		
24	クロホルム		○		50	臭気	○		
25	ジクロ酢酸		○		51	色度	○		
26	ジブロモクロメタン		○		52	濁度	○		
	実施時期	毎月	4. 7. 10 . 1月	7月		実施時期	毎月	4. 7. 10 . 1月	7月

(別表2)

令和8年度浄水水質管理目標設定項目と検査頻度

採水地点 平沼浄水場系統 川島町シバ-人材センター

採水地点 吹塚浄水場系統 いこいの広場

採水地点 芝沼配水機場系統 川島町大字芝沼11番地

	水質検査項目	年1回検査	備考
1	アンモニア及びその化合物	○	
2	ウラン及びその化合物	○	
3	ニッケル及びその化合物	○	
4	1,2-ジクロロエタン	○	
5	トルエン	○	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	
7	ジクロロアセトリル	○	
8	抱水クロール	○	
9	残留塩素	○	
10	遊離炭酸	○	
11	1,1,1-トリクロロエタン	○	
12	メチルセブチルフェニル	○	
13	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	○	
14	臭気強度 (TON)	○	
15	腐食性(ランゲリア指数)	○	
16	従属栄養細菌	○	
17	1,1-ジクロロエチン	○	
18	亜塩素酸	○	
19	二酸化塩素	○	
20	農薬類	○	
	実施時期	7月	

(別表3)

令和8年度原水水質検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場 第1号井、第2号井、第3号井

	水質検査項目	年1回検査		水質検査項目	年1回検査
1	一般細菌	○	23	鉄及びその化合物	○
2	大腸菌	○	24	銅及びその化合物	○
3	カドミウム及びその化合物	○	25	ナトリウム及びその化合物	○
4	水銀及びその化合物	○	26	マンガン及びその化合物	○
5	セレン及びその化合物	○	27	塩化物イオン	○
6	鉛及びその化合物	○	28	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○
7	ヒ素及びその化合物	○	29	蒸発残留物	○
8	六価クロム及びその化合物	○	30	陰イオン界面活性剤	○
9	亜硝酸態窒素	○	31	ジエオキシ	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	32	2-メチルイソボルネオール	○
11	硝酸態窒素及び・亜硝酸態窒素	○	33	非イオン界面活性剤	○
12	フッ素及びその化合物	○	34	フェノール類	○
13	ホウ素及びその化合物	○	35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○
14	四塩化炭素	○	36	pH値	○
15	1,4-ジクロロベンゼン	○	37	臭気	○
16	1,2-ジクロロエチレン	○	38	色度	○
17	ジクロロメタン	○	39	濁度	○
18	テトラクロロエチレン	○	40	嫌気性芽胞菌	○
19	トリクロロエチレン	○	41	塩素要求量	○
20	ベンゼン	○	42	トリハロメタン生成能	○
21	亜鉛及びその化合物	○			
22	アルミニウム及びその化合物	○			
実施時期		11月	実施時期		11月

(別表4)

令和8年度原水指標菌検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場 第1号井、第2号井、第3号井

	水質検査項目	年3回検査	備考
1	大腸菌	○	
2	嫌気性芽胞菌	○	
実施時期		5, 8, 2月	

(別表5)

令和8年度原水農薬検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場 第2号井、第3号井

令和8年度埼玉県水道水質農薬検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場 第1号井

	農薬検査項目	年1回検査	備考
1	1,3-ジクロロベンゼン	○	
2	2,4-D	○	
3	MCPA	○	
4	イソキサチオン	○	
5	イソフェンカルバゾン	○	
6	カルボフラン	○	
7	クロタロニル	○	
8	シアノス	○	
9	ジuron	○	
10	ジクロベニル	○	
11	シハロホップフル	○	
12	シマジン	○	
13	ダイアジン	○	
14	チウラム	○	
15	トリクロピル	○	
16	トリクロルホン	○	
17	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○	
18	フィプロニル	○	
19	フェントロチオン	○	
20	フェントエート	○	
21	プロペナザール	○	
22	メタチオン	○	
23	モリネート	○	
	実施時期	7～8月	

(別表6)

令和8年度埼玉県水道水質検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場 第1号井

	水質検査項目	年2回検査	備考
1	アミン及びその化合物	○	
2	ウラン及びその化合物	○	
3	ニッケル及びその化合物	○	
4	1,2-ジクロロエタン	○	
5	トルエン	○	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	
7	1,1,1-トリクロロエタン	○	
8	メチル-tert-ブチルエーテル	○	
9	1,1-ジクロロエチレン	○	
実施時期		7～8, 1～2月	

採水地点 八幡中央公園

	水質検査項目	年2回検査	備考
1	ジクロロアセトニトリル	○	
2	抱水コロラール	○	
実施時期		7～8, 1～2月	

(別表 7)

令和 8 年度水質検査項目と検査頻度

採水地点 平沼浄水場内

採水地点 吹塚浄水場内

	水質検査項目	年 1 回検査	備考
1	ダイオキシン類	○	
実施時期		6 月	

(別表 8)

令和 8 年度放射性物質検査項目と検査頻度

採水地点 吹塚浄水場内

	水質検査項目	年 4 回検査	備考
1	放射性セシウム 134 及び 137	○	
実施時期		4・7・10・1 月	